

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成28年3月7日(月)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	戸谷裕治	副委員長	吉田正昭
	委員	石原裕介	委員	伊藤俊一
	委員	黒川勝好	委員	高阪康彦
欠席委員	委員	佐藤茂		
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	産業建設部長	志治正弘	産業建設部長兼農政部長 産部土木課	伊藤保彦
	まちづくり推進課長	肥尾建一郎	消防長	奥村光司
	消防本部長兼予備課長 消防総務課長	山田靖		
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事局長 会長	金山昭司
	書記	服部有規		
付託事件	議案第20号	蟹江町観光地区建築条例の一部改正について		
	議案第21号	蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		
	議案第22号	蟹江町火災予防条例の一部改正について		
	議案第23号	町道路線認定について		
	議案第24号	町道路線廃止について		

○委員長 戸谷裕治君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

なお、本日の付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査の打ち合わせを少し行いたいと思いますので、10分から15分ですけれども、皆さんよろしくお願い申し上げます。

本日の欠席者は佐藤茂君です。インフルエンザということで、ご連絡いただいております。定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は5件あります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 戸谷裕治君

どうもありがとうございました。

審査に入る前にお諮りいたします。付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付した次第書に記されておりますとおり、最初に建設に関する議案第20号、23号、24号の審査を行い、続いて消防に関する議案21号、22号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

これより議事に入りますが、質疑・答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に、議案第20号「蟹江町観光地区建築条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 志治正弘君

ございません。

○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

ないですか、質疑ございませんね。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしの声がありましたので、したがって、議案第20号「蟹江町観光地区建築条例の一部改正について」は原案どおりに決定いたします。

次に、議案第23号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが補足説明はございますか。

○産業建設部長 志治正弘君

ございません。

○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 高阪康彦君

何もないようですから、一つお聞きするんですけれども、このあたりの県道昇格もあるし、町道の降格もあるんだけど、そもそもどうしてこういう事態になったのか、何の関係があって、今までずっと県道だったものが町道になるわけだね、どうしてこういうふうになる時期になってしまったなんていう、その経緯をちょっとわかっておれば教えてください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、県道境政成新田蟹江線でございますが、ご存じのとおり新本町線のところ、消防署からのところも境政成新田蟹江線でございますし、近鉄蟹江駅から北側へ弥富名古屋線までも境政成新田でございます。このように道路網の整備をしなければいけないということで、県のほうといたしましても、2本重複路線になってしまいますので、こういったところをなくしていくというようなことございまして、これにつきましては、各市町村、どちらにしましてもそういった見直しが行われているところでございます。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

たまたま今のタイミングでそうなったというわけですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

平成22年度からこの降格協議というものはやっております。そんな中で愛知県の職員と蟹江町の職員が現地のほうも全部確認をさせていただきまして、直していただかなければいけないところ、そういったところを全て協議した結果、やっと今になって、5年後の今に降

格が成立したということでございます。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

そうすると、今の新本町線は県道だよ、要するに、近鉄駅前の通りだけが、県道であったものが町道になったと。それは同じ県道が2本並行してではおかしいからということで、22年度ぐらいからそういう話があって、たまたま今のタイミングでこういうふうになったということですね。

というのは、多少JRのほうの関係があるかなと思って聞いたんです。そうではなくて、前からあって、たまたま今のタイミングでこういうふうになったという、そういうことなんです。はい、わかりました。

○委員 吉田正昭君

前にも聞いたかな、県道と町道とのメリット、デメリットってあるんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

メリットと申しますか、もちろん道路管理者が県なのか町なのかということで、もちろん県道がたくさんあるときは愛知県のほうが道路管理をしますし、町道がたくさんあるところは、町が管理をするという、分断されているという、きちっと管理者が違うということでございます。

○委員 吉田正昭君

例えば今の話、イベントなんかやりますよね。そうすると県だと県の申請になって、町だと町のほうの申請ということで、町のほうが通りやすいとか、そういう、ちょっと勘ぐりのような話ですけれども。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それにつきましては、町であり、県であり、それは全く違いはございません。

○委員 吉田正昭君

もう一ついいですか。2枚目のほうなんです、この図面でいう、要は1号線から南ですよ。これは確認というか、どうしてかなという部分で、どうするのかなと思ってお聞きするんですが、1号線のたもとの方が引越されましたよね。1号線が拡張されるかどうかという絡みで、堤防のほう町道になったのか、今のお話だと、もう5年ぐらい前から申請出しとるで、たまたま重なっただけだよということなのか。

そうすると、もう一つは、ここがどのようになるのかなと思って、例えば1号線が、まだ私らにはそういう情報が入ってきていないので何ですけれども、1号線が拡張されて、この町道と接道されるわけですね、ここは県道じゃなくて町道ですよ。そういう場合の道路のあり方とか云々は、国と折衝されて、要はバスが通るのに狭いもんで、非常にここは、だで、町のほうが折衝されて今後広がるのかどうかということをお聞きしたいんですけど

れども。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

こちらの今回町道に降格されるという意味合いにつきましては、先ほども述べさせていただきまして、重複する路線ということで、本来、西尾張中央道の芝切の交差点、ちょうど坂が下がる所で国道1号線のとの、上のところの部分なんですけれども、そこからずっと南へ行って、国道23号線までが蟹江飛島線という本来の県道でございます。それが今のところから伴設計のところを入り、ずっと1号線までの二重路線になっていますから、今回、これが降格されるということで、今回のお話でございます。

それと、国道1号線との絡みということでございますが、こちらにつきましては、あくまでも、今愛知国道のほうで現在拡幅に向けて進めているわけでございますが、全くそれとの降格は関係なく、順次買収等を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

今のお話ですと、国道は買収して、将来事業計画で拡幅なるかどうかという話だと思うんですけども、そういう具体的な情報は、まだ入ってきていないわけですよ。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

まだ何も計画は聞いてございません。

○委員 戸谷裕治君

ちょっとお尋ねいたします。この路線の変更についてですけども、これは僕は単純にちょっとお尋ねするんですけども、先日も建設部の部長にちょっとかみついたんですけども、一般の方々がほとんど知っていて、こういうことになるっていうのを、我々知らなかったという部分があったもので、それがこういうぐあいに上程されてくるということは、僕はどういうことかなと思ってさ、そこら辺、ちょっとお聞きしておきたいなと思って。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまのご質問でございますが、今回、これは商工会の関係だと思いますが、そのときに議員さんよりも早く商工会のほうがということでございますが、もちろん今回の近鉄蟹江駅から弥富名古屋線までの間には、商工会さんが愛知県ほうから占用を受けている部分が非常に多くございます。そんな中で愛知県は商工会さんのほうと占用の関係でお話をされるものですから、その辺のところでもたまたま降格というお話を聞いて占用で協議をしていたということでございます。

したがって、ほかの、今までもでございますが、県道に降格するような部分について、前もって議員さんのほうにこういうふうですよということのお話はさせてもらわず、決定した後に、このように上げさせていただくというふうで、今までも進めてございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

そういうふうな少し内容のことは、取ってつけたようなことはよくわかるんですけども、もう少しね、それだったらそれで、決定事項じゃないもんでさ、こういう上程されてくるといことは。余りそうしたらそこら辺のことも商工会とかそういうところに、もうちょっと秘密裡にしておいてよとかさ、うまくやってもらわないと、あたかも、あんたたち知らないのっていう雰囲気になると、何か僕らもおもしろくないもんでさ、本当に。そういう個人的な意見と思って受け取ってください。

以上でございます。

○副委員長 吉田正昭君

戻します。

○委員長 戸谷裕治君

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号「町道路線認定について」は原案どおり決定いたします。

次に、議案第24号「町道路線廃止について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

○産業建設部長 志治正弘君

ございません。

○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 吉田正昭君

すみません、ちょっと確認なんですけど、要は道路としての関係なんですけど、これ、近鉄不動産の前のロータリーになっているところの、入り口の道路の話なんですけど、要はこれ近鉄の土地なのか、これってどっちでしたっかね。町道になるんですか、県道になりますか。近鉄の前の道路の話ですよ、近鉄不動産の前ね。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

近鉄不動産の前は、本来はこちら近鉄のほうの持ち物でございますが、こちらにつきまし

ては、町のほうと協定を結びまして、町のほうがこの部分は占有するというような形になります。

○委員 吉田正昭君

町が一応、道路として管理しておるといふ形、所有はあくまでも近鉄なんだけれど、道路としての管理は町がしているという形のことですね。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん県と近鉄が契約を結んでいたものを、今度、町と近鉄との契約になりまして、地下道とかそういうあるものについては、管理をまた蟹江町と愛知県と結んで、町が管理するというような形になります。

○委員長 戸谷裕治君

ほかに質疑はないですか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号「町道路線廃止について」は原案どおり決定いたします。

このまま引き続きやりますので。

議案第21号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 奥村光司君

それでは、よろしく申し上げます。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正要点の経過措置につきまして、追加説明をさせていただきます。

本条例第4条に規定されております傷病保障年金または休業補償は、同一の事由により厚生年金法等による、年金たる給付が全額支給される場合、重複を調整するために調整率を乗じて減額して支給するものとされております。

今回改正されます附則の第5条の第2項、それと第5項は、厚生年金保険法による年金たる給付が併給される場合の調整率の改正でございます。

その経過措置につきまして、施行日、平成28年4月1日以降に支給すべき事由の生じた傷

病保障年金、休業保障につきましては、改正後の調整率を適用し支給されます。また、傷病保障年金につきましては、施行日以前に事由が生じた場合は、施行日までは従前の調整率で、施行日以降は改正後の調整率を乗じて支給されます。

また、休業保障につきましては、施行日以前に事由が生じた場合は、施行日以降も従前、現在の調整率を乗じて支給されることとされたものでございます。

以上でございます。

○委員長 戸谷裕治君

今、補足説明がございました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は原案どおり決定いたします。

次に、議案第22号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 奥村光司君

ございません。

○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 吉田正昭君

すみません。ちょっと、もう少し具体的に、これはIHのことかね。これ読むだけでは、実は先ほどのあれもそうなんだけれども、言わなんだんだけれども、もう少しかみ砕いてというような、ちょっと表現が悪いんだけれども、わかりやすく説明してもらえる方法ってない、ちょっとわかりにくいんだよね。

○消防本部総務課長兼予防課長 山田 靖君

それではご説明させていただきます。まず初めに、ガスグリドル付コンロの別表第3への追加ということで、ガスグリドルというのは、近年出回っている、従来ありました魚焼き機、網状になった魚焼き機のタイプではなく、直火で鉄板を温めて、その伝導熱で、熱で調理をするという器具が主流になってきてまして、こちらのグリルがガスグリドルコンロというのが

出てきましたので、これを、これまでになかったので別表第3へ追加をさせていただきました。

それから、もう1点、入力が5.8キロワット以下である電磁誘導過熱式調理器の別表第3への追加、こちらはIHのクッキングヒーターです。こちらの5.8キロワットというのは、全てのコンロがIHの場合に限ってということで、それ以外のものは従来どおり4.8キロワットまでということになっております。

主な追加につきましては以上でございます。

○委員長 戸谷裕治君

ほかに質疑ございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は原案どおり決定いたします。

以上、本日付託されました案件は全て終了いたしました。なお、委員長報告については私にご一任に願いますよう。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。ありがとうございました。

(午後1時49分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 戸谷裕治